

さいたま市告示第1895号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項に規定する土地への立入りを伴う基礎調査を実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 基礎調査を実施する土地

さいたま市見沼区深作5丁目343-2、岩槻区大字慈恩寺字入山833-1、岩槻区大字南下新井字妙見1391、1396、1397、1398-1、1399-1、1416、1417-1、1418-1、1419、大字飯塚字新切17、36-3、36-4、36-5、37-2、37-3、39-4、39-5、41-1、41-3、大字表慈恩寺字南623-7、大字浮谷字八幡943、大字平林寺字前原40-1、40-2、41-1、49-1、55-3、59-1、102-1、大字裏慈恩寺字蓮台1599-1、1614-1

2 基礎調査を実施する期間および時間

令和8年1月13日から令和8年1月23日までの9時から17時まで